

<マイナンバーの確認について>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の提供を受けるときは身元確認と番号確認が必要とされています。

本市におきましては、次のとおり対応しますのでご協力をお願いいたします。

1. 申告書を窓口で提出する場合

①申告書に個人番号を記入する場合

(1)マイナンバーカードをお持ちの方

→マイナンバーカードの確認を行い、受付します。

(2)通知カードをお持ちの方 (通知カードの表面記載事項と住民票の記載事項が一致している方)

→通知カードによる番号確認と、運転免許証や健康保険証などの提示による身元確認を行い、受付します。

(3)上記以外の方 (通知カードの表面記載事項と住民票の記載事項が一致していない方も含む)

→身元確認 (運転免許証や健康保険証などの提示) と番号確認 (番号入り住民票の写しの提示) を行い、受付します。

②申告書に個人番号を記入しない場合

→可能な限り番号の記載をお願いしているところですが、記載がない場合でも受付は可能です。また、番号がある場合とない場合において、税額等に差異が生じ、所有者様に不利益をもたらすことはありません。

2. 郵送で提出する場合

①申告書に個人番号を記入する場合

→次の書類を返信用封筒に同封のうえ返送してください。なお、ご提出いただいた添付書類は返還せずに本市にて保管させていただきます。

○認定長期優良住宅に対する固定資産税減額の申告書

○認定通知書の写し

○身元確認ができる書類の写し

○番号確認ができる書類の写し

1. ①と同様に
添付して下さい。

②申告書に個人番号を記入しない場合

→次の書類を返信用封筒に同封のうえ返送してください。

○認定長期優良住宅に対する固定資産税減額の申告書

○認定通知書の写し

※なお、取り扱いについては窓口で提出する場合 (1. ②) と同様です。